

久留米市庁舎内レストラン業務委託仕様書

- 1 業務委託名 久留米市庁舎内レストラン業務委託
- 2 業務場所 久留米市役所本庁舎 2階
- 3 所在地等
 - (1) 所在地 福岡県久留米市城南町 1 5 番地 3 (本庁舎 2階)
 - (2) 面積 全面積…454 m² 厨房面積…150 m²
 - (3) 座席数 客席数 131 席 (客席面積…175 m²)
 - (4) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始 (1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで)
- 4 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
ただし、契約当事者のいずれか一方より相手方に対し、契約期間満了の 6 か月前までに文書により別段の意思表示がなされないとき、契約をさらに 1 年間更新するものとし、再度契約を行うものとする。
また、その後も同様とし、令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで更新できるものとする。
- 5 委託料等
 - (1) 事業者への委託料の支払いはないものとする。
 - (2) 使用料及び施設使用負担金
 - ① 建物使用料：全額減免とする。
 - ② 光熱水費：個別メーターにより検針した使用料に基づき、月毎に久留米市職員共済会（以下、共済会という。）が発行する納入通知書で納入しなければならない。
 - ③ 冷暖房設備使用料：全額市の負担とする。
その他詳細については、別紙 1 「レストラン経費負担区分表」を参照。
- 6 運営に関する条件
 - (1) 運営条件
レストランは庁舎内の厚生施設であることから、庁舎を利用する者の心身の健康や生活の充実、利便性の向上などを目的とした運営に努めることとする。
 - ① ヘルシーメニューなど利用者の健康を維持するメニューの構成
 - ② 誰もが気軽に利用できるやさしい対応（高齢者や障害者への配慮）
 - ③ 利用者の負担を軽減する価格の設定
 - ④ 地産地消の推奨
 - ⑤ 提案内容の着実な実行
 - (2) 配食目安
 - ・ レストラン 2 9 7 食 / 1 日
 - ・ 弁当 6 食 / 1 日 ※令和 3 年度平均配食数上記程度の配食数は提供できること。

(3) 営業日・営業時間

レストランの営業開始は令和5年4月3日からとし、契約期間中の営業日は庁舎開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く日）とする。

営業時間は、市庁舎開庁日において、11時から14時までは必ず営業すること。

ただし、営業時間については、共済会との協議により延長することができる。

(4) 提供メニュー及び価格等

① ランチメニュー（価格の目安：450～650円程度）の提供を必須とし、その他の提供メニュー及び価格は、事前に共済会と協議のうえ、事業者において定めることとする。

ただし、庁舎内の厚生施設であることから、販売価格等について利用者の負担を軽減する措置に努めることとする。

② 弁当の販売や庁内への出前については、これを妨げない。

③ アルコール飲料の提供についてはできない。

④ 自動販売機の設置については、これを妨げない。ただし、設置に係る使用料として1機あたり年額8,300円を、共済会が発行する納入通知書で納入しなければならない。

⑤ 地産地消の推進のため、運営に支障のない範囲で久留米市産の野菜等を使用すること。

⑥ 決済方法については、現金払いのほか、キャッシュレス決済の導入に努めることとする。

⑦ 食物アレルギーの原因となる原材料の表示に努めることとする。

(5) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等についてはすべて事業者の責任で行うこととする。

(6) 衛生管理

事業者は食品衛生法及び関係法令等を順守し、レストランにおける衛生管理に十分な注意を払い、食品衛生上の問題等が発生した場合は、直ちに共済会に報告のうえ、すべて事業者の責任と負担において対処するものとする。なお、従業員の検便等については、事業者の責任において適宜実施し、従業員の健康管理に努めることとする。

(7) 食材の仕入れ・管理

食材の仕入れに当たっては、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、提供食材の瑕疵については、事業者が全て責任を負うものとする。

食材の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守するものとする。

(8) 食品等の搬入口・搬入方法

食材及び物品類の搬入を行う際は、庁舎（東側）の搬入用エレベーターを利用するものとする。来庁者の安全に十分に配慮のうえ、作業を行うよう努めるものとする。

(9) 営業状況の報告

事業者は、毎月15日を目途に前月の収支実績を含む事業報告書を作成し、共済会に提供するものとする。ただし、この定期報告以外にも、共済会が収支等の報告を求めた場合には、事業者はその求めに応じなければならない。また、レストラン利用者からの苦情やレストランでのトラブルが発生した場合には、事業者が対応したうえで、速やかに共済会に報告しなければならない。

(10) 廃棄物等の処理について

レストラン運営によって生じる廃棄物については、可能な限り資源化・減量化するように努め、事業者自らで処理することとする。

(11) **張り紙、看板等の表示又は掲出**

張り紙、看板等の表示については予め共済会へ報告し、財産管理課と協議の上決定する。

(12) **禁煙**

レストラン及び厨房は全面禁煙とする。

(13) **定期点検**

施設内の定期点検を行う場合、共済会と調整のうえ協力するものとする。

(14) **受変電設備の法定点検**

受変電設備の法定点検を実施する場合、全庁一斉停電を行うため、市と調整のうえ協力するものとする。

(15) **従業員駐車場**

受託業者の従業員の駐車場が必要な場合は、市役所敷地外に独自に用意すること。

(16) **その他**

- ・ 昼食時は利用者が集中するため、適正な人員配置ほか、スムーズな運営をする工夫を行うこと。なお、現在、久留米市庁舎内レストランに従事する従業員から就業の希望がある際は、誠実に対応すること。
- ・ 庁舎内においては、他事業者による売店、喫茶等厚生施設の運営や弁当配達があるため、これらについては理解すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、共済会と事業者で協議することとする。

7 使用上の制限

- (1) 事業者は、使用施設を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- (2) 事業者は、使用施設を飲食業の営業以外の用途に供してはならない。
- (3) 上記(1)の規程による維持管理のため、通常必要とする修繕費その他の経費以外は、事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、使用施設に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。

8 使用許可の取消又は変更

共済会は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消又は変更することができる。この場合において、事業者にいかなる損失が生じても、補償しない。

- (1) 公用もしくは公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 光熱水費の未納等この仕様書及び行政財産使用許可書並びに庁舎管理上の諸規定に違反したとき。
- (3) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 休業状態が1ヶ月間継続しているとき。
- (5) 食品衛生法第55条に規定する許可の取り消し又は営業の禁止もしくは停止を受けたとき。

9 原状回復

事業者は、使用期間が満了となるときは使用許可期間内までに、又、使用許可が取り消されたときは、共済会が指定する日までに、使用施設を自己の負担で原状に回復しなければならないものと

する。

ただし、共済会が特に承認したときは、この限りではない。

なお、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、共済会が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができる。この場合において、事業者は、何らか異議を申し立てることができない。

10 賠償責任

事業者が行政財産の使用にあたり、第三者又は共済会に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。また、事業者がその責めに帰する理由により、行政財産の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を共済会に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で行政財産を原状に回復した場合はこの限りではない。

レストラン経費負担区分表

No.	項 目	市又は 共済会	事業者	備 考
1	土地・建物に係る費用	○		公租公課・保険含む。事務手続きは市又は共済会が行う。
2	建屋設備に係る費用	○		レストラン外の設備。管理費・保険含む。事務手続きは市又は共済会が行う。
3	厨房設備・器具備品費	○		レストラン内の設備（水道・電気・ガス関連）、管理費。
4	食器・調理器具		○	食器、鍋、釜、包丁等。補充費用含む。
5	ホール備品	○		イス、テーブル、ワゴン、パーテーション等。
6	防鼠・防虫費	○		2回／年
7	ごみ処理費		○	一般ごみ・生ごみ・資源ごみは久留米市指定ゴミ袋にて所定の場所へ搬出。
8	水・光熱費		○	
9	事務用備品	○		事務用イス、机、キャビネット等。
10	営繕費	○		事務手続きは市又は共済会が行う。
11	(修繕・更新等)	○		事務手続きは市又は共済会が行う。
12		○		水道（配線・蛇口・パッキン等含む）・電気・ガス関連。
13			○	
14		○		ただし、日常管理は事業者が行う。
15	清掃費	○		業者への発注は、市又は共済会が行う。
16		○		業者への発注は、市又は共済会が行う。
17			○	ホール内テーブル、厨房部分。
18	消防設備	○		修繕・定期点検・官公庁への報告含む。事務手続きは市又は共済会が行う。
19	給食システム管理費		○	システムの運用費用・メンテナンス費用含む。
20	材料費		○	主食・副食・調味料等。
21	人件費		○	給与・賞与・社会保険・諸手当。
22	通信費		○	電話代・郵便代等含む。
23	消耗品費		○	洗剤・アルミホイル・ラップ・日常清掃用具。
24			○	爪楊枝、紙ナギ等。
25			○	帳票類。
26			○	白衣・前掛等、補充・クリーニング含む。
27	健診・検便料		○	定期健康診断、検便。
28	医薬品代		○	救急用常備品等。
29	衛生管理費		○	巡回衛生指導費等。
30	リース料		○	事業者業務用車両、事務所用パソコン等。
31	宣伝費（販促費・装飾費）		○	メニュー表、サンプル装飾、POP等。
32	旅費・交通費		○	会議への出席、本社への出張等。
33	募集費		○	社員の募集費等。
34	営業許可申請費用		○	各種講習会参加費含む。
35	教育研修費		○	研修参加費等。
36	生産物賠償責任保険		○	
37	その他		○	その都度協議